

一般社団法人東京農工大学同窓会 会長及び副会長の選出に関する申し合わせ

(趣旨)

第1条 この規程は、東京農工大学同窓会定款第21条、第22条及び第23条に定める会長及び副会長について、その推薦方法に関して必要な事項について定める。

(会長候補者の提案)

第2条 部会長会は、経歴や人格等を考慮して審議の上、正会員の中から1名以上の会長候補者を選出する。

2 第1項の審議対象者は理事会が公募した立候補者とし、立候補者は5名以上の正会員の推薦を必要とする。立候補者がいない場合は、理事会を中心に調整して候補者を選出する。

3 選挙管理委員会は、前項で選出された者を代議員候補者として登録する。

4 理事会は、前項の候補者が代議員選挙において代議員として選出された場合、その候補者を総会に会長候補者として提案する。

(副会長候補者の提案)

第3条 理事会は、部会長が代議員選挙において代議員として選出された場合、その部会長を副会長候補者として総会に提案する。

(申し合わせの改廃)

第4条 この申し合わせの改廃は、部会・支部の意見を尊重し理事会の承認を得て行う。

附則

この申し合わせは、平成30年11月10日施行、平成30年10月1日より適用する。

(令和2年7月11日 一部改正 会長候補者の選出に関して追加)